

名張市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

1. 概要について

本市の空家等対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）に定めるもののほか、名張市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき実施しているところです。

近年、国内の空家の数は増加の一途をたどり、その対策の強化が急務となっている中、空家対策を総合的に強化するための法改正が本年6月にありました。

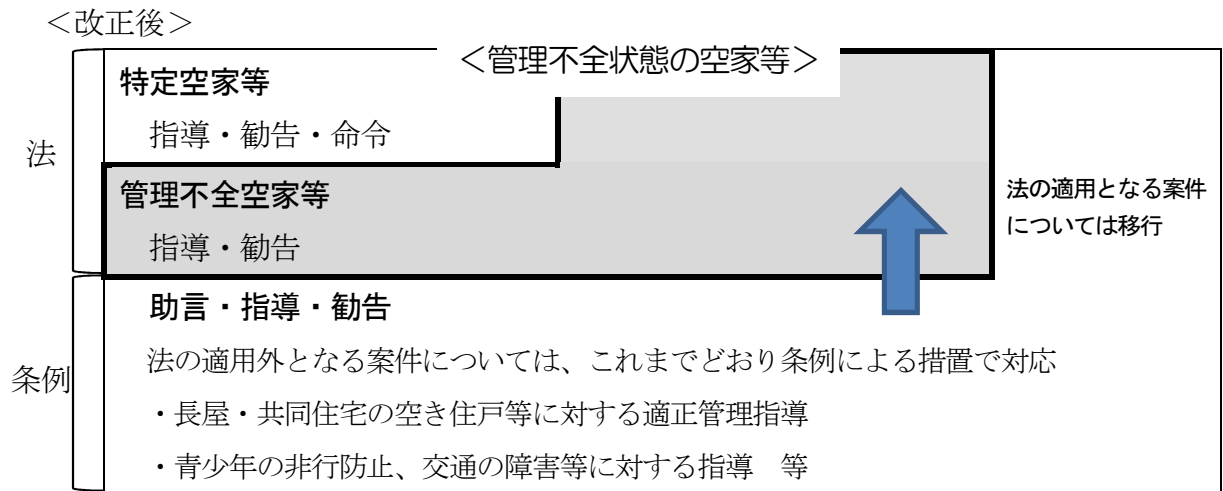
この法改正により、空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、情報提供、相談その他援助を行い、また、委託に基づき、定期的な空家等の状態確認、活用のための改修等の業務を行う空家等管理活用支援法人を指定するために新設された規定を加えるほか、法と条例の規定の整合を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の主な内容について

- (1) 法において、これまでは特定空家等に限り、指導、命令等の措置が規定されていましたが、今回、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」といいます。）に対する指導及び勧告の措置についての規定が新設されました。そのため、法の規定と重複している部分について整合を図るため、規定を整理します。

<改正前>

	<b>特定空家等</b> <管理不全状態の空家等>
法	指導・勧告・命令
条例	<b>助言・指導・勧告</b> 特定空家等以外の管理不全状態の空家等については市条例により適正管理指導を行う。 ・長屋・共同住宅の空き住戸等に対する適正管理指導 ・青少年の非行防止、交通の障害等に対する指導 等



(2) 空家等管理活用支援法人の指定に関する規定を加えます。なお、空家等管理活用支援法人の指定条件や認定方法等については、現在、国で協議が進められており、市町村における法の運用のために発出されている国のガイドラインなど、国や近隣自治体の動向を注視し、併せて名張市空家等対策推進協議会と調整を図りながら、具体的な内容の検討を進め、今後、規則等に規定していきます。

### 3. その他

法改正後に勧告を受けた管理不全空家等は、固定資産税の住宅用地特例による減免が解除されることから、改正前の条例に基づく管理不全空家等に対する指導及び勧告の措置については、改正後においても従前のおり条例に基づく措置として取り扱います。

今後、国のガイドライン等を踏まえ、また、関係部局と調整を図りながら、法の規定に該当する案件に対しては、適宜、対応していきます。

### 4. 施行期日

公布の日から施行します。